

令和8年6月1日の診療報酬点数改定に伴う
入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70才未満)	70才以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
上位所得者	現役並み	550円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日まで入院	270円
		91日以降の入院 (長期該当者)	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	130円	

ただし、指定難病の患者又は小児慢性特定疾病患者であって一般所得区分に該当する患者様については、330円となります。

当院は、入院時食事療養(1)及び特別管理の届出に係わる食事を提供しています。

特別管理による食事の提供では管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食については18時以降)

適温で提供されます。

【基本診療に関する事項】当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

入院時食事療養費(1)